

長岡京市緑の基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の策定又は見直しに関し必要な事項を審議するため、長岡京市緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 基本計画の策定又は見直しに関する事項
- (2) その他、基本計画の策定又は見直しに必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、12人以内をもって組織し、別表に定める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画の策定又は見直しをもって満了とする。

- 2 委員が欠けた場合は、市長は後任委員を委嘱することができる。この場合において、後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特別の理由が生じた場合は、市長は委員の委嘱を解くことができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(幹事)

第6条 委員会の庶務を処理するため、幹事を若干名置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、委員長の命を受けて会務を処理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(意見聴取等)

第8条 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説

明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、公園緑地主管課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月28日から施行する。

別表（第3条関係）

	所 属
1	学識経験者
2	学識経験者
3	長岡京市自治会長会からの選出者
4	長岡京市環境の都づくり会議からの選出者
5	緑化保全活動を実践している団体からの選出者
6	西山森林整備推進協議会からの選出者
7	長岡京市農家組合長連絡協議会からの選出者
8	長岡京市森林組合からの選出者
9	長岡京市商工会からの選出者
10	長岡京市観光協会からの選出者
11	（公財）長岡京市緑の協会からの選出者
12	市民（一般公募）